大規模小売店舗立地法に基づく届出について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満 了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成23年4月22日

岡山市長 髙谷茂男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 天満屋ハピータウン原尾島店 所在地 岡山市中区原尾島一丁目52-1ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 海成株式会社

住所 岡山市北区錦町1-27

代表者の氏名 代表取締役 千原 崇敬

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 小売業を行う者(株式会社魚宗フーズほか1者を追加するもの)

(変更前)株式会社天満屋ストアほか14者

(変更後) 株式会社天満屋ストアほか16者

イ 小売業を行う者の代表者の氏名等

(変更前) 届出書別紙1に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙2に記載のとおり

(4)変更年月日

平成23年3月1日ほか

2 届出年月日

平成23年4月15日

- 3 縦覧の期間及び場所
- (1) 縦覧の期間

平成23年4月22日から平成23年8月22日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課